

## 5 申告及び還付

### 【改正の概要】

#### 仮決算の中間申告による所得税額の還付制度の導入

平成 29 年度税制改正により、外国法人について、災害<sup>(註)</sup>のあった日から同日以後 6 月を経過する日までの間に終了する中間期間（事業年度開始の日以後 6 月の期間を一事業年度とみなした期間をいう。）において生じた災害損失金額がある場合には、仮決算の中間申告において、その中間期間において課される所得税額（復興特別所得税額を含む。）でその中間申告の法人税額から控除しきれなかった金額（災害損失金額を限度とする。）を還付することとされた（法 144 の 4 ⑤、144 の 11①、復興財源確保法 33②）。

また、中間期間において生じた災害損失金額がある場合には、前期基準額（前事業年度の確定法人税額を前事業年度の月数で除し、これに 6 を乗じて計算した金額をいう。）が 10 万円以下であるときなど、これまで中間申告書の提出が不要であった中間期間についても、仮決算の中間申告書を提出することができることとされた（法 144 の 4 ①⑤）。

<sup>(註)</sup> 災害とは、震災、風水害、火災、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいう（法 144 の 4 ⑤、法令 150 の 2 ②、202②）。

**【新設】（仮決算の中間申告による所得税額の還付における災害損失の額の計算）**

20-8-2 12-2-2 から 12-2-14 まで《災害損失の対象となる固定資産に準ずる繰延資産の範囲等》は、法第 144 条の 4 第 5 項《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》の規定を適用する場合の災害損失の額（令第 202 条第 2 項《仮決算をした場合の中間申告》において準用する令第 150 条の 2 第 4 項《仮決算をした場合の中間申告》に規定する損失の額をいう。）の計算について準用する。

**【解説】**

本通達では、外国法人が、法人税法第 144 条の 4 第 5 項《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》の規定を適用する場合、法人税法施行令第 202 条第 2 項《仮決算をした場合の中間申告》において準用する同令第 150 条の 2 第 4 項《仮決算をした場合の中間申告》に規定された損失の額を計算するに当たっては、内国法人における災害損失金の取扱いについて定めた法人税基本通達 12-2-2 から 12-2-14 まで《災害損失の対象となる固定資産に準ずる繰延資産の範囲等》の取扱いを準用することを明らかにしている。